

宿泊税導入に関する
検討結果報告書

館山市観光事業審議会

令和7年7月

目次

| | | |
|-----------|---------------------|-----------|
| 第1 | はじめに | 3 |
| 第2 | 館山市の状況 | 4 |
| 1 | 人口の推移 | 4 |
| 2 | 財政状況 | 5 |
| 3 | 観光の状況 | 7 |
| 第3 | 宿泊税の使途について | 10 |
| 1 | 導入検討にあたってのアンケート調査 | 10 |
| 2 | 使途の検討 | 11 |
| 3 | 財源の検討 | 12 |
| 第4 | 宿泊税の課税制度について | 14 |
| 1 | 基本方針 | 14 |
| 2 | 税制度 | 14 |
| 3 | 千葉県への要望 | 15 |
| 第5 | 検討のおわりに | 16 |
| 第6 | 館山市観光事業審議会 | 17 |
| 1 | 委員構成 | 17 |
| 2 | 会議の開催実績 | 17 |

第1 はじめに

館山市では、少子高齢化や人口減少に伴う将来的な税収減が懸念される中、地域経済の活性化と持続可能な観光地づくりの両立が重要な課題となっている。観光は館山市の主要産業であり、地域の魅力を高め、交流人口を増やすための柱として、今後ますますその役割が期待されている。

新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が進む中、観光需要やインバウンドの再拡大が見込まれており、館山市においても観光基盤の強化や新たな魅力の創出に向けた取組を推進していく必要がある。そのためには、安定的かつ継続的に観光施策を支える財源の確保が不可欠であり、その有効な手段の一つとして「宿泊税」の導入が注目されている。

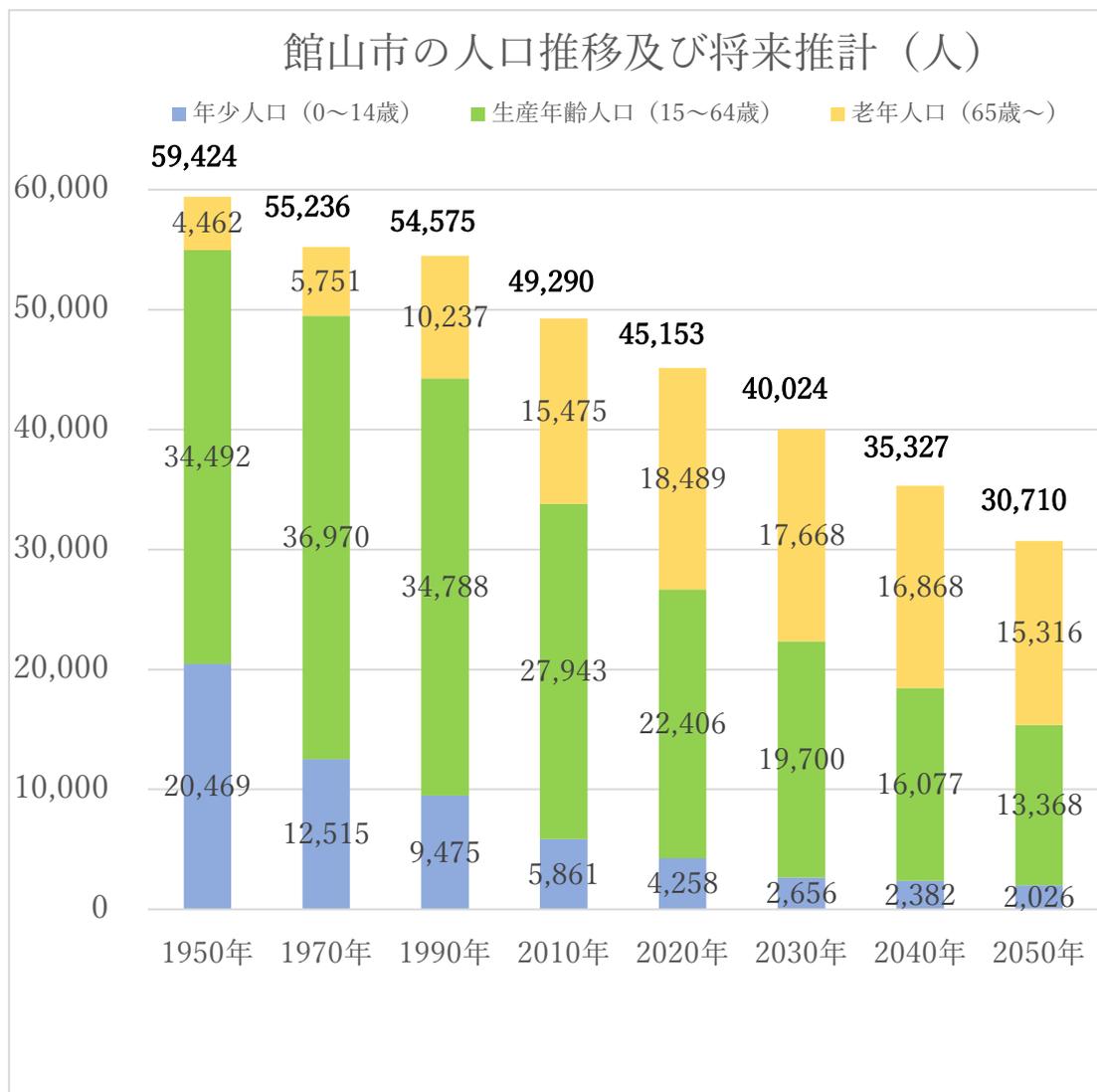
宿泊税は、宿泊者の協力により得られる財源を活用し、観光資源の磨き上げや受入環境の整備、地域全体の魅力向上を図ることで、観光客の満足度向上と再訪意欲を促進させ、観光客の増加から地域の活性化、地方創生につなげる好循環を生み出す仕組みである。こうした税制の導入は、全国各地の自治体で進んでおり、千葉県においても令和6年3月に「千葉県観光振興財源検討会議」が設置され、宿泊税導入に向けた検討が進められている。

このような背景のもと、館山市では令和6年度に館山市長から宿泊税の導入等について諮問を受け、学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等の委員による審議を重ねてきた。

本報告書は、審議会における全4回の会議での議論の内容に加え、先行自治体、近隣自治体の事例や、市内宿泊事業者を対象としたアンケート結果等を踏まえて、館山市が独自に宿泊税を導入する必要性や妥当性・使途・課税要件等について、取りまとめたものである。

第2 館山市の状況

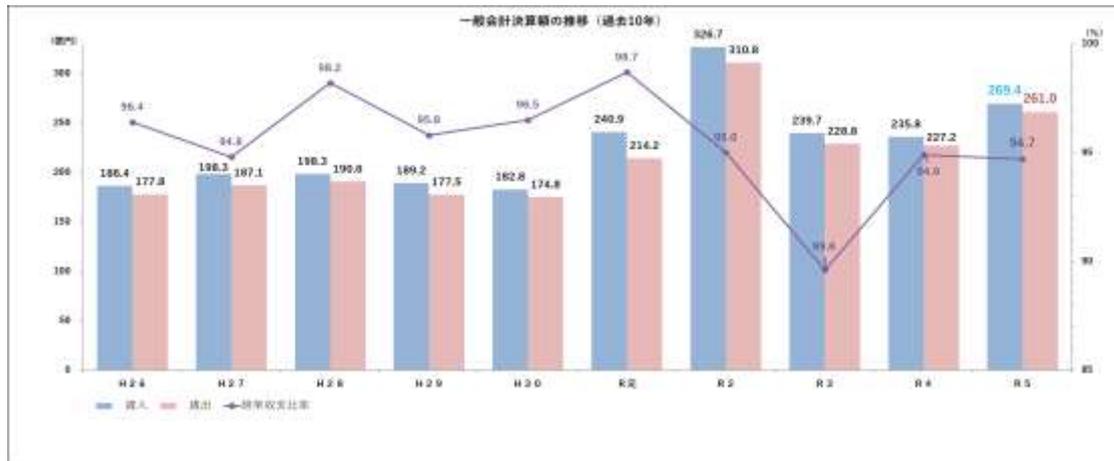
1 人口の推移



館山市の人口は、1950年(昭和25年)の59,424人をピークに減少し、2020年(令和2年)では45,153人、2024年(令和6年)3月31日の住民基本台帳人口は、44,040人となっている。30年後の2050年(令和32年)には、人口が約31,000人となり、現在より約13,000人、約30%の減少が見込まれ、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の落ち込み、高齢化率の上昇による医療費や介護などの社会保障費の増加が予想され、市の財政への大きな影響が懸念される。

2 財政状況

①決算額（単位：億円）



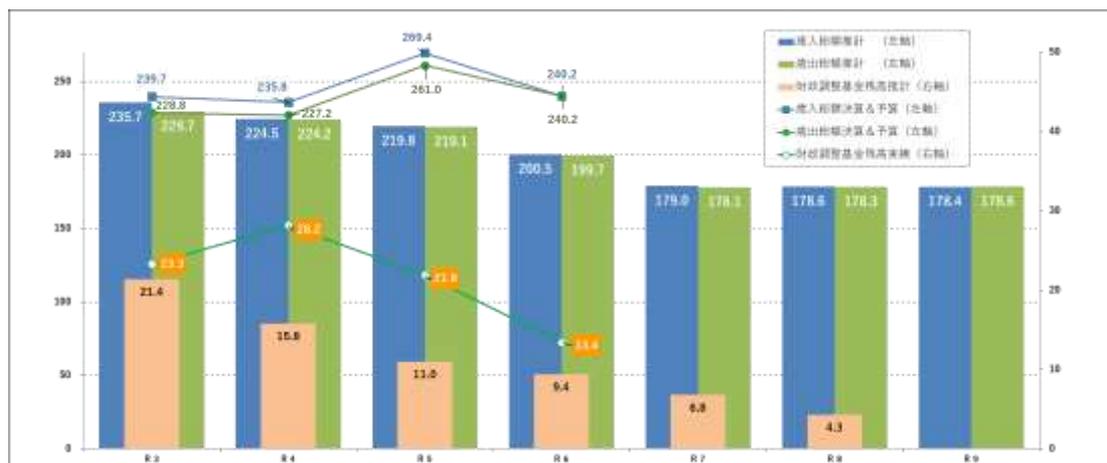
令和元年以降、災害、新型コロナ(物価高騰)対応、大規模事業の実施等により決算額は200億円を超えている。経常収支比率は今後も高い水準に位置する見込みである。(県内平均93.5% 37市中24位)

②歳出（単位：億円）



令和2年度は、令和元年房総半島台風災害の復旧事業と新型コロナ対策費（キャッシュレス決済ポイント還元事業等）により突出している。社会保障や福祉サービス、人件費などの義務的経費は増加傾向となっている。

③財政推計（単位：億円）



財政調整基金の残高は、令和5年3月末時点で推計値よりもやや上回っているが、依然として厳しい財政状況となっている。

※現状維持の場合の試算であり、特段の歳入確保策、歳出削減策を講じないことを前提としており、実際の財政運営とは異なる。

④観光関連事業費（単位：千円）



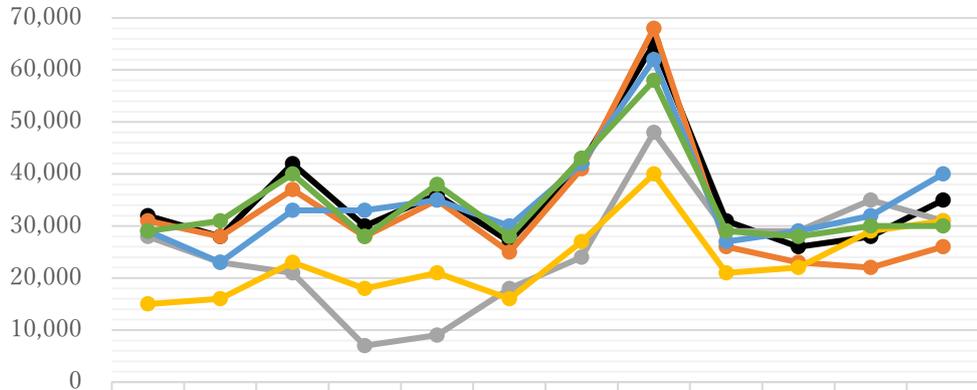
観光費は、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による各種イベントや事業の中止に伴い減少している。令和3年度から令和5年度は新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰による経済対策などで増加している。令和6年度予算は房総半島台風・新型コロナウイルス拡大前の水準にほぼ戻っているが、人件費や原材料費などの高騰によりやや増加傾向である。港湾費は、千葉県が行う港湾施設整備事業に対する負担金が主な内容であり、今後も県の事業進捗により増減する。

3 観光の状況



宿泊客数及び観光入込客数は年々増加傾向にあったが、令和元年房総半島台風及び新型コロナウイルスの感染拡大により減少。コロナ収束や観光需要喚起策などの影響で、宿泊客数は令和4年に平成30年比で98%まで回復し、令和5年もほぼ同水準を維持している。観光入込客数も回復傾向であり、令和5年は平成30年比で83%となっている。

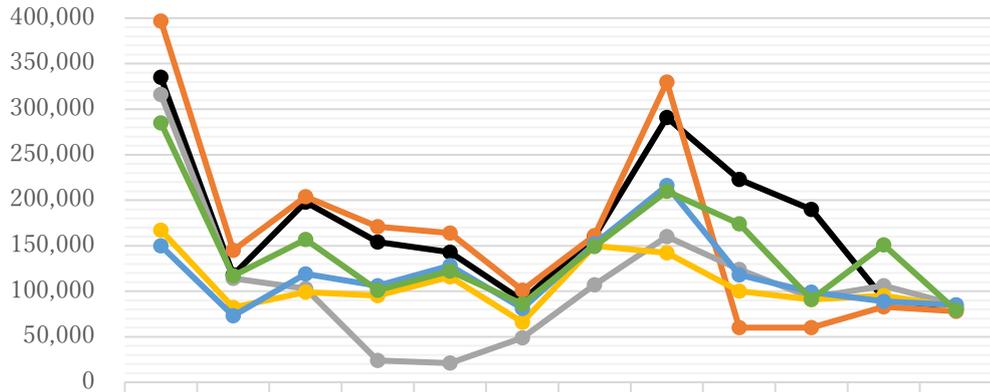
月別宿泊客数（人）



| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ●平成30年 | 32,000 | 28,000 | 42,000 | 30,000 | 36,000 | 27,000 | 42,000 | 65,000 | 31,000 | 26,000 | 28,000 | 35,000 |
| ●令和元年 | 31,000 | 28,000 | 37,000 | 28,000 | 35,000 | 25,000 | 41,000 | 68,000 | 26,000 | 23,000 | 22,000 | 26,000 |
| ●令和2年 | 28,000 | 23,000 | 21,000 | 7,000 | 9,000 | 18,000 | 24,000 | 48,000 | 29,000 | 29,000 | 35,000 | 31,000 |
| ●令和3年 | 15,000 | 16,000 | 23,000 | 18,000 | 21,000 | 16,000 | 27,000 | 40,000 | 21,000 | 22,000 | 29,000 | 31,000 |
| ●令和4年 | 29,000 | 23,000 | 33,000 | 33,000 | 35,000 | 30,000 | 42,000 | 62,000 | 27,000 | 29,000 | 32,000 | 40,000 |
| ●令和5年 | 29,000 | 31,000 | 40,000 | 28,000 | 38,000 | 28,000 | 43,000 | 58,000 | 29,000 | 28,000 | 30,000 | 30,000 |

月別宿泊客数は、各年とも8月がピークとなっている。12月の年末年始や春を迎える3月、5月のGWも増加している。令和5年の宿泊客数は、台風及びコロナ前の平成30年と比較して、8月は酷暑の影響などにより減少しているが、2月や10月、11月の秋の時期は増加しており、平準化傾向となっている。

月別観光入込客数（人）



| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| ●平成30年 | 335,000 | 118,000 | 198,000 | 154,000 | 143,000 | 90,000 | 160,000 | 291,000 | 223,000 | 190,000 | 92,000 | 81,000 |
| ●令和元年 | 397,000 | 145,000 | 204,000 | 171,000 | 164,000 | 101,000 | 161,000 | 330,000 | 60,000 | 60,000 | 83,000 | 78,000 |
| ●令和2年 | 316,000 | 114,000 | 103,000 | 24,000 | 21,000 | 49,000 | 107,000 | 160,000 | 124,000 | 93,000 | 106,000 | 85,000 |
| ●令和3年 | 167,000 | 82,000 | 99,000 | 95,000 | 116,000 | 66,000 | 150,000 | 142,000 | 100,000 | 91,000 | 95,000 | 83,000 |
| ●令和4年 | 150,000 | 73,000 | 119,000 | 106,000 | 128,000 | 81,000 | 152,000 | 216,000 | 118,000 | 99,000 | 89,000 | 85,000 |
| ●令和5年 | 285,000 | 117,000 | 157,000 | 101,000 | 122,000 | 86,000 | 149,000 | 210,000 | 174,000 | 91,000 | 151,000 | 79,000 |

月別観光入込客数は、初詣やスポーツイベントなどが開催される1月と夏の8月の2つのピークとなっている。令和5年の月別観光入込客数のグラフは、台風及びコロナ前の平成30年と同じような形となっているが、8月は酷暑の影響などにより減少している。

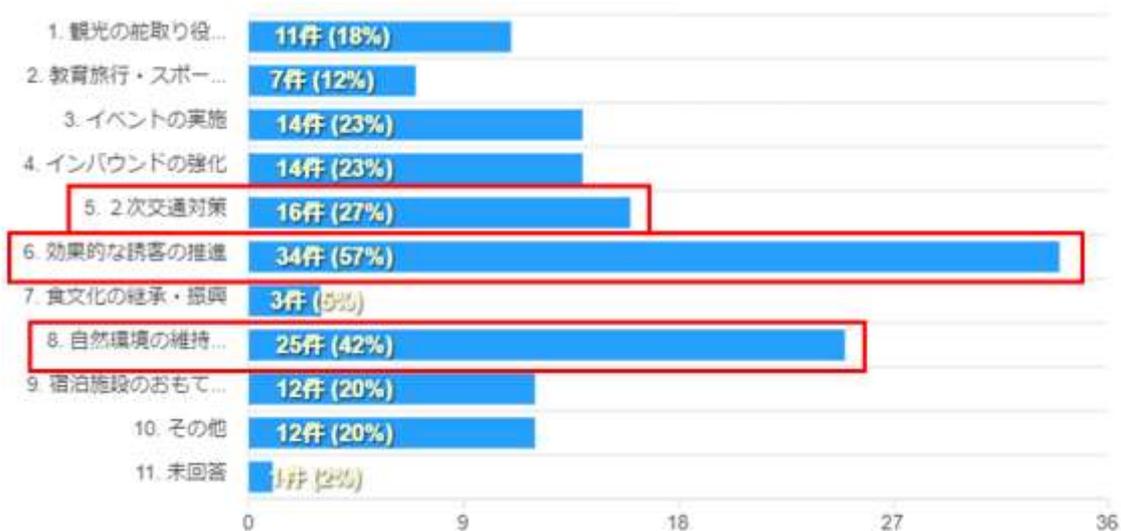
第3 宿泊税の用途について

1 導入検討にあたってのアンケート調査

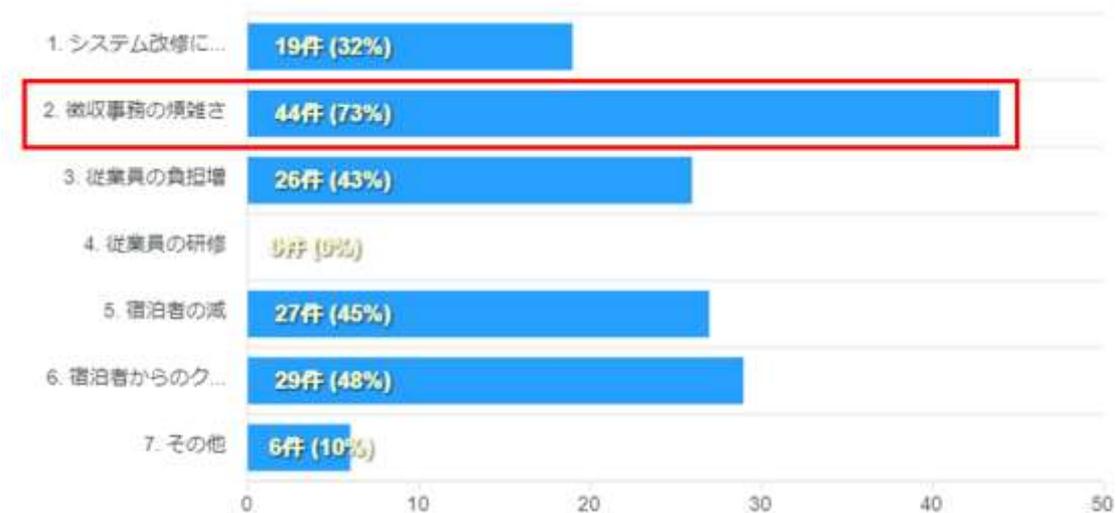
実施時期：令和6年9月

対象：市内宿泊施設（有効件数190件）

回答：61件



「宿泊税の使い道として適当と思われるものを選んでください。」の問に対しては、効果的な誘客の推進が57%を占める結果となった。



「宿泊税を導入した場合の負担や支障、不安は何ですか。」の問に対しては、徴収事務の煩雑さが73%を占める結果となった。

2 使途の検討

新たな観光振興施策のイメージ

| 内 容 |
|---|
| ○観光産業活性化支援 ・施設等の改修に係る補助金の交付 ・宿泊施設等の高付加価値化支援 ・システム改修に係る補助金の交付 |
| ○インバウンド誘客の推進 ・イベント、キャンペーンの販路拡大 ・SNSを活用したプロモーション ・PR動画の作成 ・パンフレットの作成 |
| ○DMOの設立・運営支援 ・責任者、CMO（分析専門人材）、CFO（財務責任者）、従業員に係る人件費（最低3名の常勤職員が必須） ・DMO登録・更新に必要なデータの継続的な収集・分析 ⇒宿泊者数、旅行消費額、来訪者満足度、来訪者の平準化率、住民満足度等のデータ取得 ・DMO登録・更新に必要な観光地経営戦略プランの作成 |
| ○宿泊事業者への支援 ・修学旅行、学生旅行、連泊客等への市内流通クーポンの配布 ・バス代などの交通費の補助 |

宿泊税の導入にあたっては、課税対象となる宿泊者および特別徴収義務者である宿泊事業者に対し、その導入目的や税収の使途を明確に説明し、理解と納得を得ることが不可欠である。宿泊事業者に対しては、制度への協力を得るためにも、宿泊施設やシステム改修に対する補助金の交付、修学旅行・学生旅行・ビジネスによる長期滞在客への支援など、具体的かつ実効性のあるメリットを設ける必要がある。また、各施設での対応マニュアルを作成するなど徴収事務の軽減に努める。宿泊客に対しては、税制度についての理解を得るため、広報・HP等で周知を図るべき。宿泊税の活用においては、単なる財源確保にとどまらず、来訪者が「もう一度訪れたい」と感じるような魅力的な観光体験を創出し、地域の観光資源を磨き上げていくことを主眼とすべきであり、市内関係各所と連携をし、使途の検討を行うべきとする。館山市としては、まずDMO（観光地域づくり法人）の設立を最優先課題とし、観光地経営戦略のもとで、観光客の増加、地域経済の活性化、そして地域住民の生活の質の向上を実現する持続可能な地域づくりを推進していくことが望ましい。また、DMOの設立については、宿泊税の課税開始を待つことなく、設立に向けた準備を進めていくことが必要である。

3 財源の検討

①千葉県宿泊税の税制度設計

千葉県は取り組むべき観光振興施策の事業規模を約45億円とし、1人1泊につき150円の一律定額制を導入予定。独自に宿泊税を検討する市町村は、千葉県分の一律150円に市町村分を上乗せする方式を採用した。



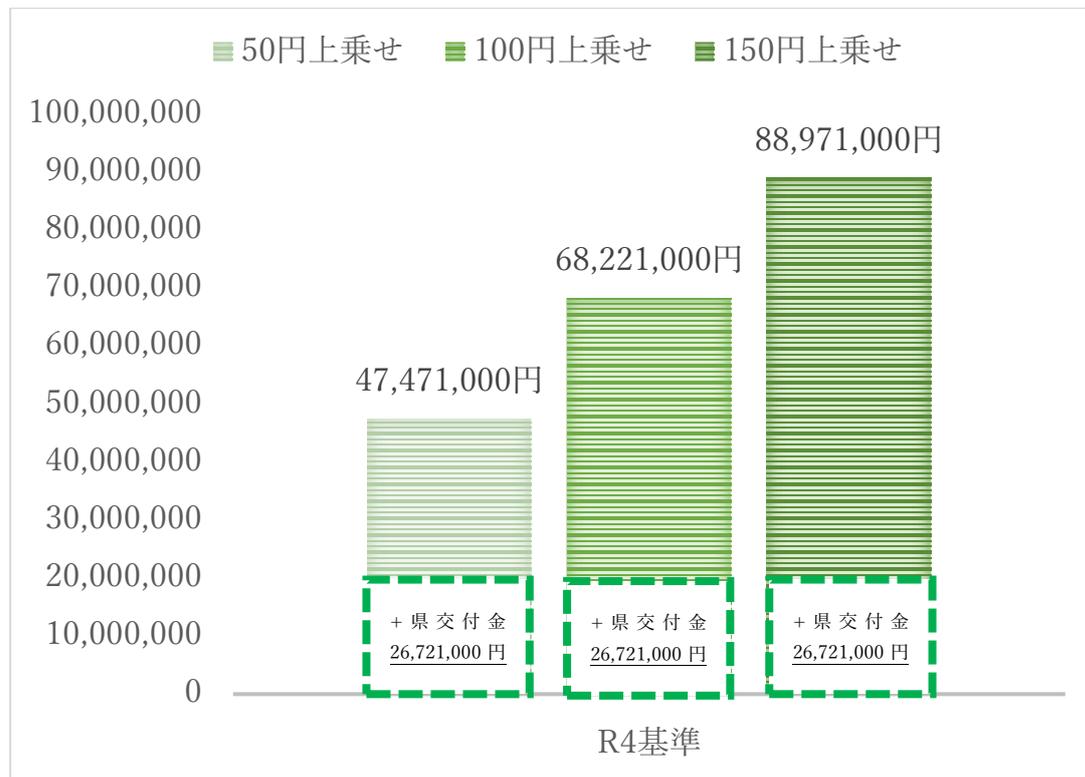
(2) 千葉県が取り組む観光振興施策

約32.5億円を事業者への直接支援、約11億円を市町村・DMOへの支援とする方針を示した。令和4年の実績に基づく市町村・DMOへの支援として、館山市の交付金の配分は約2,600万円となることが示されている。交付金の算定は、宿泊客数(80%)と観光入込客数(20%)で実施している。



(3) 館山市独自の上乗せ課税をした場合

千葉県宿泊税の交付金については、令和4年の実績に基づく、館山市には約2,600万円が交付される見込みである。しかしながら、館山市においては、DMOの設立や、宿泊事業者への支援策の充実を図るため、県交付金のみでは十分な財源とは言えない。このため、市独自の上乗せ課税の導入が必要であると判断した。上乗せ額については、1人1泊あたり150円とすることが望ましく、年間宿泊者数を約40万人と想定した場合、これにより年間約6,000万円の財源を新たに確保することが可能となる。県からの交付金と合わせると、総額で約8,800万円の財源を観光施策に活用できることになり、DMOの設立・運営や宿泊事業者への支援、観光資源の磨き上げ、魅力ある観光体験の創出といった施策を、より実効性をもって推進することが可能となる。



第4 宿泊税の課税要件について

1 基本方針

本市が宿泊税を導入すると、千葉県と館山市の課税主体から同時に徴収することになる。課税主体によって課税方法が異なる場合、徴収事務が煩雑になる為、千葉県宿泊税制度と同様の制度とする。また、安房3市1町で足並みを揃えることについて、各市町の課題や対策が異なることから、税率が異なることはやむを得ないとするが、税制度については、可能な限り揃えることが望ましい。

| | |
|---------|---|
| 課税客体 | 市内に所在する次の施設宿泊施設 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル・簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設 |
| 納税義務者 | 上記宿泊施設への宿泊者 |
| 課税基準 | 上記宿泊施設への宿泊数 |
| 税率 | 1人1泊150円の一一定額制 |
| 免税点 | なし |
| 課税免除 | 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 |
| 徴収方法 | 特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入） |
| 特別納税義務者 | 宿泊者の経営者及び宿泊税の徴収に便宜を有するもの |
| 制度の見直し | 条例訂正後5年を目途に検討を行う。 |

2 税制度

①課税客体、納税義務者、課税標準

課税対象の明確化、行政コストの効率性を踏まえ、課税客体は宿泊施設における宿泊行為とする。納税義務者は宿泊者、課税標準はその宿泊行為の回数（宿泊数）とする。

②税率

千葉県宿泊税の税率（一一定額制150円）に館山市独自の宿泊税を上乗せし、観光振興に投資するための財源を確保していく必要がある。一定の規模感で長期継続的に観光振興事業を実施していくために、館山市宿泊税の税率は千葉県と同様の150円の一一定額制を提言する。

③免税点、課税免除

免税点、課税免除については、館山市の制度と千葉県の制度が異なる場合、徴収事務が煩雑となるため、事務負担軽減のために千葉県と同様の制度が望まし

い。

④徴収方法、特別徴収義務者

館山市が宿泊者から直接宿泊税を徴収することが困難なため、先行導入自治体と同様に、宿泊事業者による特別徴収とする。

⑤制度の見直し

先行導入自治体は概ね3年から5年を目途に制度の見直しを行っており、千葉県宿泊税は5年を目途に検討を行うとしている。千葉県宿泊税と制度を同じくすることを基本方針とすることから、千葉県と同様の期間で見直しをすることが適当である。

3 千葉県への要望

① 宿泊者の理解と共感を得られる税の活用

宿泊税の使途については、実際に税を負担する宿泊者が意義を感じられる内容とすることが重要である。そのためにも、宿泊事業者が宿泊者に対して丁寧に説明できるよう、県から説明のための具体的な方針やツールの提供が早急に求められる。

② 宿泊需要を損なわない制度設計

価格帯の低い宿泊施設や学生・工事関係者などの連泊客への影響を考慮し、一定の宿泊単価以下には課税を行わない「免税点」の設定、あるいは対象ごとの課税除外を制度として設けることを強く求めたい。これは競合地域とのバランスを考慮し、宿泊客の流出を防ぐためにも不可欠である。

第5 検討のおわりに

本審議会では、これまでの議論を通じて、館山市が持続可能な観光地として「選ばれ続けるまち」であり続けるための新たな観光振興施策と、その安定的な財源確保策について検討を重ねてきた。

観光を取り巻く環境は、社会・経済情勢の変化や旅行者の価値観の多様化により、かつてないスピードで変化している。こうした時代の潮流に的確に対応し、館山市らしい魅力ある観光地づくりを進めていくためには、戦略的かつ柔軟な施策展開が不可欠である。

その実現に向けては、官民が一体となり、地域資源を最大限に活用した観光施策を展開するとともに、それを支える持続可能な財源の確保が求められる。その財源として、法定外目的税である宿泊税は、観光振興に特化した用途が可能であり、宿泊者・宿泊事業者・地域住民の理解と協力を得ながら導入を検討すべきであると考えます。

今後、宿泊税の導入にあたっては、本報告書における提言を踏まえ、関係者間での丁寧な対話と協議を重ねながら、制度設計の精査や活用方針の具体化を図っていく必要がある。

また、宿泊税を活用した施策の推進にあたっては、DMOをはじめ、民間事業者や関係団体、市民との連携を一層強化し、地域の魅力と観光の質の向上につなげていくことが重要である。

最後に、本審議会の調査・検討に際し、貴重なご意見やご助言をいただいた関係者の皆様に対し、深く感謝の意を表す。

令和7年7月
館山市観光事業審議会

第6 館山市観光事業審議会

1 委員構成（敬称略）

| 役職 | 氏名 | 所 属 |
|----|------------------|--|
| 委員 | 内山 達也 | 学識経験のある者 城西国際大学観光学部長・教授/千葉県観光振興財源会議座長 |
| 委員 | 児玉 秀一 | 学識経験のある者 館山市行財政改革委員会委員長職務代理者 |
| 委員 | 岡田 晃 前) 諏訪 克宏 | 千葉県館山県税事務所長 |
| 委員 | 上條 長永 | 一般社団法人館山市観光協会 顧問理事 (前) 一般社団法人館山市観光協会 代表理事会長 |
| 委員 | 安田 信之 | 館山商工会議所 会頭 |
| 委員 | 小金 晴男 | 館山インバウンド協議会 会長 |
| 委員 | 酒井 伸一 | 一般社団法人館山市観光協会 代表理事会長 館山市旅館組合 相談役 (前) 館山市旅館組合 組合長 |
| 委員 | 鈴木 達也 | 館山市温泉事業組合 組合長 |
| 委員 | 山田 裕祥 | 館山市民宿組合 組合長 |
| 委員 | 小宮めぐみ | 旅行業関係事業者を代表する者 近畿日本ツーリスト公務・地域共創事業部 |
| 委員 | 安田 邦春 | 館山市議会議員 |
| 委員 | 石井 信重 | 館山市議会議員 |

2 会議の開催実績

| 開催 | 日 時 | 場 所 | 議 事 |
|-----|--------------|-----------------|---|
| 第1回 | 令和7年1月22日(水) | 館山商工会議所 大ホール | ・館山市の観光振興の現状 ・宿泊事業者向けアンケート結果 ・観光振興施策の検討 |
| 第2回 | 令和7年3月6日(木) | 南総文化ホール 大会議室 | ・宿泊税導入に向けた千葉県による市 町村意見交換会 ・新たな観光振興施策 ①新たな観光地施策の事業イメージ ②近隣市の検討状況 ③今後のスケジュール |
| 第3回 | 令和7年4月22日(火) | 館山商工会議所 大ホール | ・DMO について ・館山市独自の上乗せ課税について |
| 第4回 | 令和7年7月2日(水) | 南総文化ホール 大会議室 | ・使途及び税制度設計について |